

## 2012～2014年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2018年12月5日に国より公表されました「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 本お知らせの対象

2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結、または同日までに旧一般電気事業者から接続の同意を得ており、かつ、後述2のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しない発電事業者さま

※当該改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL:[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)

#### 2 認定時の調達価格の適用を希望される場合のご提出期限

##### (1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2019年2月1日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

上記期限を過ぎた場合は、2019年3月31日までの当社受領は保証いたしかねる旨、ご承知おきください。

##### (2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2019年8月末日途\*までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

上記期限を過ぎた場合は、2019年9月30日までの当社受領は保証いたしかねる旨、ご承知おきください。

※ 国より別途公表されます。

##### (3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年2月末日途\*までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

上記期限を過ぎた場合は、2020年3月31日までの当社受領は保証いたしかねる旨、ご承知おきください。

※ 国より別途公表されます。

※申込窓口につきましては、当社ホームページに記載の受付箇所（当社事業所）となります。

URL:[http://www.hepco.co.jp/energy/recyclable\\_energy/fixedprice\\_purchase/reception.html](http://www.hepco.co.jp/energy/recyclable_energy/fixedprice_purchase/reception.html)

### 3 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い（2MW 以上）

上記1の対象のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては、以下の2018年12月5日付「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について（修正点の概要）」をご確認ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/1812005004-2.pdf>

当該例外措置を希望する場合、上記2のご提出期限までに工事着工申込書に加え、各地方経済産業局から通知される適用除外確認通知をあわせて提出いただく必要がございます。適用除外確認通知の取得方法につきましては、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL: [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227\\_mikado.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227_mikado.pdf)

### 4 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないのを確認したことを指します。2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書を提出していただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。  
また、改めて系統連系工事着工申込を提出していただいた日が、2のご提出期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用の保証はいたしかねますので、ご注意ください。  
なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。
- (2) 系統連系工事着工申込書の受領後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を当社へ提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めて提出いただいた系統連系工事着工申込書の受領日より判定されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日は、当社が系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- (5) 当社は、系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等を実施する場合があります。
- (6) 当社は、系統連系予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上